

(様式第4)

創業補助金

●●県事務局 御中

1、開業届、会社設立登記又は第二創業における承継（代表者変更登記）が完了した際に、本書式により届出てください。

2、事業完了後5年間に、「2. 登録要件の変更」がある場合も同様に、届出てください。

日

採択番号：  
郵便番号：(〒 - )  
住 所：  
補助事業者名：

(変更後の住所・補助事業者名でご記入ください。)

印

## 計 画 変 更 申 請 ・ 登 録 変 更 届

補助金交付申請書記載事項を次のように変更するにあたり、平成25年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第13条の規定により、申請・届出を行います。

変更事項 (該当の記号を○)	変 更 前 (変更事項のみご記入ください)	変 更 後 (変更事項のみご記入ください)
<b>1. 計画内容の変更 (事前の承認申請)</b>  ①実施内容  ②経費の配分変更	(変更申請が必要な場合) ・補助対象期間の終了までに、事業計画(実施の時期や対象とした経費内容)を変更するとき 注:申請の内容・変更の程度によっては、承認されない=補助額の減額等となる場合もあります。 ・補助対象額の大幅な変更。 ・補助対象期間の変更 *「変更理由書」(任意書式)を必ず添付下さい。 注:補助対象事業完了前の申請者の変更は、原則として認めておりません。 また、交付決定前の申請者・代表者の変更は、採択された計画内容の変更にかかりますので、本様式により、申請を行い承認を得てください。	
<b>2. 登録要件の変更 (事後の届出)</b>  ①開業 (個人→事業主) ②会社等設立 (個人又は個人事業主→会社等) ③代表者変更 ④住所の変更 ⑤その他	1) 2.と3.は、届出事項です。 2) 左記④の代表者変更は、第二創業を前提にした届出です。 創業の法人設立の場合、代表者の変更は上記1.の申請事項です。 個人事業の場合は廃業となり、採択取り消しとなります。  ・開業届、廃業届については、正副2通を用意して税務署に持込み、控え用とする1通にも受理印を押印してもらい、保管しておきましょう。	
<b>3. 認定支援機関の変更 (事後の届出)</b> (認定支援機関名、 担当者名、 連絡先を記載。)	* 認定支援機関の変更には、改めて確認書を提出いただきます。 * 認定支援機関と連携する金融機関の変更は、完了検査において、①借入実施状況、②借入額又は将来的な借り入れ見込み、と併せて確認します。	

1. 計画内容の変更：変更理由を説明する資料等を添付

2. 登録要件の変更：変更内容が確認できる書類を添付

(開業・廃業等届出書写し(税務署受付印のあるもの)、履歴事項全部証明書、役員変更の官報公告等)